

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年5月29日(金)

【照会先】

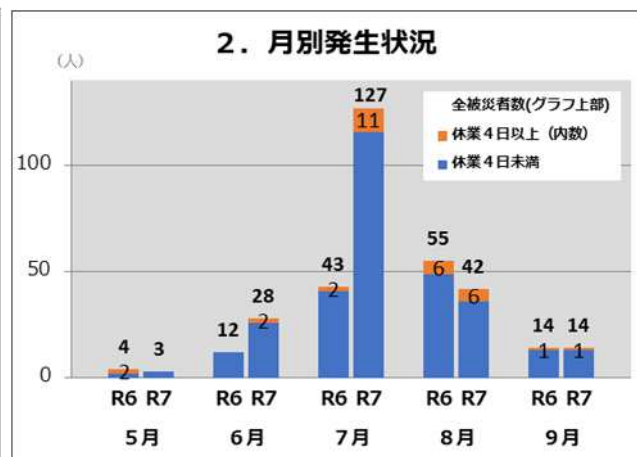
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 田上博教
課長補佐 千田智勝
(電話) 019-604-3007

報道関係者 各位

令和7年の熱中症による労働災害発生状況

～令和7年の熱中症は令和6年より増加～

岩手労働局(局長 ^{かわまた}川又 ^{しゅうじ}修司)は、令和7年の熱中症による労働災害発生状況を取りまとめました。



令和7年の熱中症による労働災害被災者数は不休を含め214人、うち休業4日以上の被災者数は20人となり、令和6年を上回りました。なお、死亡者は平成29年以降発生していません。(詳細は別紙のとおり。)

熱中症予防対策については、昨年6月1日より、熱中症の重篤化を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うことが労働安全衛生規則で義務づけられています。また、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定され、その取組を徹底しています。

現在、岩手労働局では5月1日から9月30日までの間展開している「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施しており、引き続き法令やガイドライン等に基づく適切な熱中症予防対策を推進してまいります。

県内の熱中症の発生状況のポイント（別添 1 参照）

1 令和 7 年の発生状況

ア 熱中症による労働災害被災者数

不休を含む労働災害被災者数は 214 人（前年 129 人）、うち休業 4 日以上は 20 人（前年 12 人）となっています。熱中症による死亡災害は平成 29 年以降発生していません。

イ 月別発生状況

5 月から 9 月の期間に発生しており、7 月が最も多くなっています。

ウ 年代別発生状況

20 代～40 代で多く発生していますが、幅広い年代で熱中症による労働災害が発生しています。

エ 時間帯別発生状況

11 時台（32 人）、15 時台（31 人）に特に多く発生していますが、その前後の時間帯も多く発生しています。

オ 業種別発生状況

建設業が最も多く、全体の 25.7% を占め、次いで製造業が 24.3%、警備業も 7.9% を占めています。

カ 休業日数別発生状況

休業 0 日が 75.7%、休業 1 日～3 日が 15.0%、休業 4 日以上が 9.3% となっています。

（参考）盛岡における 2025 年と 2024 年の 7 月及び 8 月の猛暑日・真夏日日数及び平均気温（気象庁 HP より）

	猛暑日日数（日）		真夏日日数（日）		平均気温（ ）	
	7 月	8 月	7 月	8 月	7 月	8 月
2025 年	7	2	26	23	26.7	25.8
2024 年	0	1	12	22	24.5	26.4

2 平成 30 年～令和 7 年の熱中症発生状況

ア 年別発生状況

平成 30 年は不休を含む被災者数は 246 人でしたが、令和元年に 147 件と大幅に減少し、その後は令和 4 年までは減少傾向を示していましたものの、令和 5 年に熱中症による労働災害の統計開始（平成 11 年）以降最多となる 251 人となりました。令和 6 年は 129 人に減少しましたが、令和 7 年は 214 人と増加しました。

イ クールワークキャンペーン期間中（5 月から 9 月）の月別発生状況

7 月、8 月に発生が集中しており、この 2 か月間でクールワークキャンペーン期間中の熱中症による労働災害の 83.2% を占めています。

ウ 年代別発生状況

20 代が最も多く、次いで 40 代、50 代、30 代などとなっています。

エ 時間帯別発生状況

11 時台と 10 時台、14 時～15 時台に多く発生しています。

オ 業種別発生状況

建設業が 41.5% と最多で、次いで製造業が 19.3%、警備業においても 6.2% となっています。

カ 休業日数別発生状況

休業 0 日が 74.9%、休業 1～3 日が 16.8%、休業 4 日以上が 8.3% となっています。

3 死亡災害発生状況

ア 年別発生状況

平成 29 年以降は熱中症による死亡労働災害は発生していません。平成 6 年から平成 28 年までの 23 年間で、8 人の労働者が熱中症を原因として亡くなっており、平成 22 年以降の 7 年間では 5 人が亡くなっています。

イ 月別発生状況

発生月は、7 月が 4 人で半数を占め、次いで 8 月の 2 人となっています。

平成 13 年の事例のように、5 月に亡くなったケースもあります。

ウ 業種別発生状況

「建設業」が 4 人で半数を占め、次いで「商業」の 2 人となっています。

エ 年代別発生状況

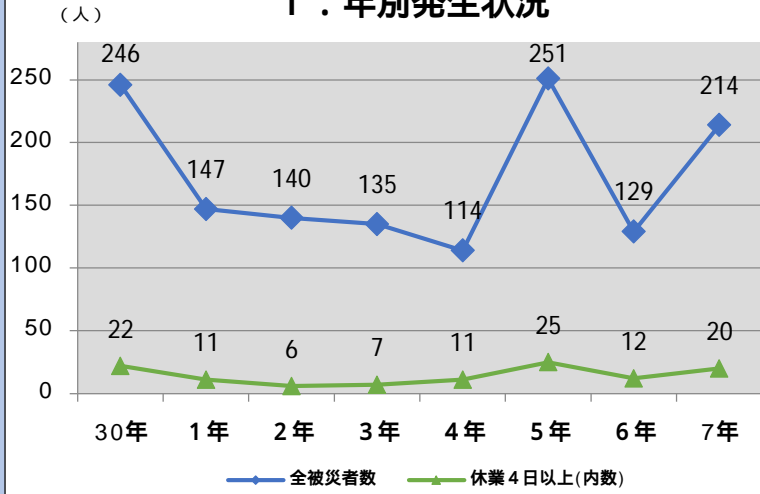
20 代、30 代、50 代、60 代が 2 人ずつとなっています。

令和 7 年における 熱中症による労働災害発生状況

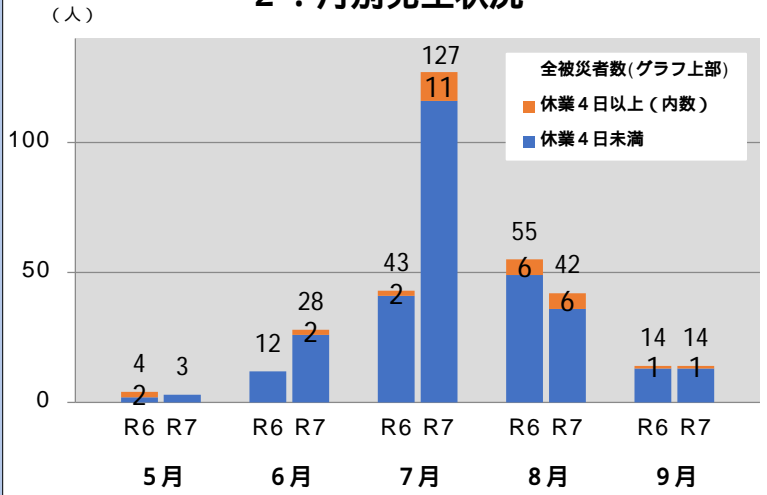
(令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月)

熱中症による不休も含む労働災害被災者数は 214 人
うち休業 4 日以上の労働災害被災者数は 20 人

1. 年別発生状況



2. 月別発生状況



令和 7 年は不休を含む労働災害被災者数は 214 人、うち休業 4 日以上の被災者数は 20 人となり、猛暑()の影響により熱中症による労働災害は令和 6 年と比較して増加しました。

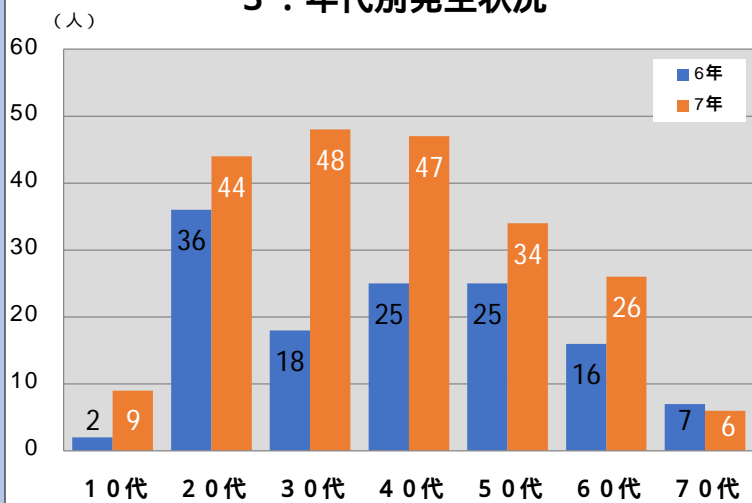
熱中症による死亡労働災害は平成 29 年以降発生しておりません。

令和 7 年における熱中症による労働災害被災者数を月別に分類すると、7 月が 127 人と最も多く、次いで 8 月の 42 人となっており、この 2 か月で全体の 79.0% を占める結果となっています。

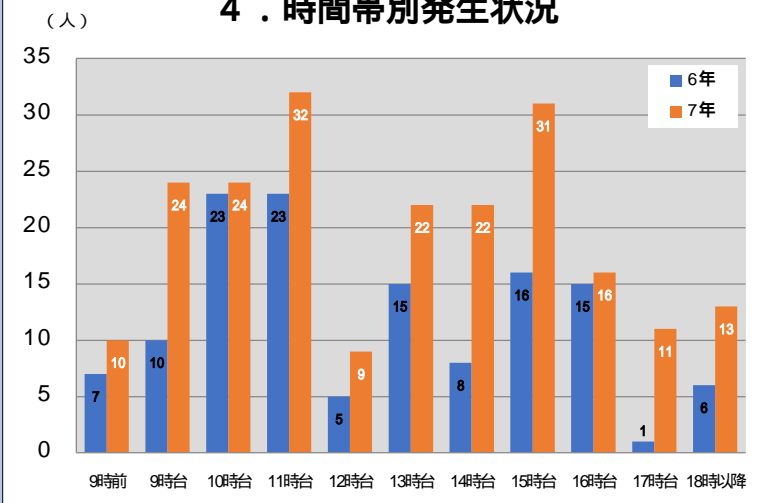
() 盛岡における 2025 年と 2024 年の 7 月及び 8 月の猛暑日・真夏日日数及び平均気温(気象庁 HP より)

	猛暑日日数(日)		真夏日日数(日)		平均気温()	
	7月	8月	7月	8月	7月	8月
2025年	7	2	26	23	26.7	25.8
2024年	0	1	12	22	24.5	26.4

3. 年代別発生状況



4. 時間帯別発生状況

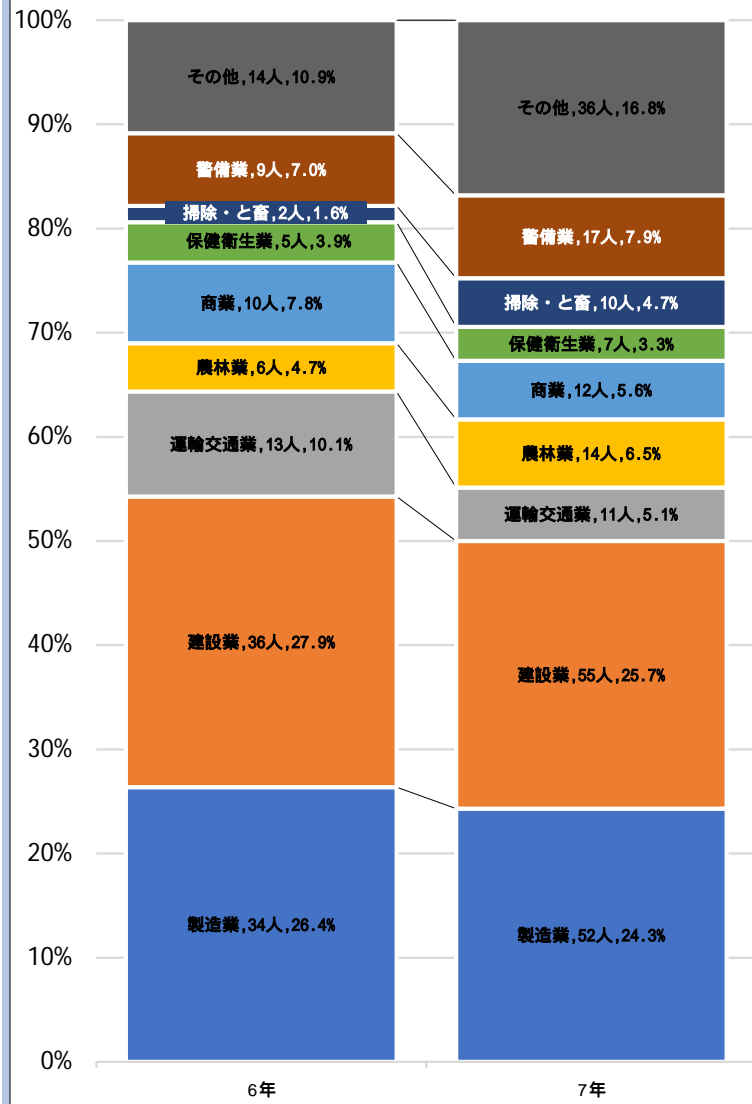


熱中症による労働災害被災者数を年代別に見ると、20代～40代で多く発生していますが、幅広い年代で熱中症による労働災害が発生しています。

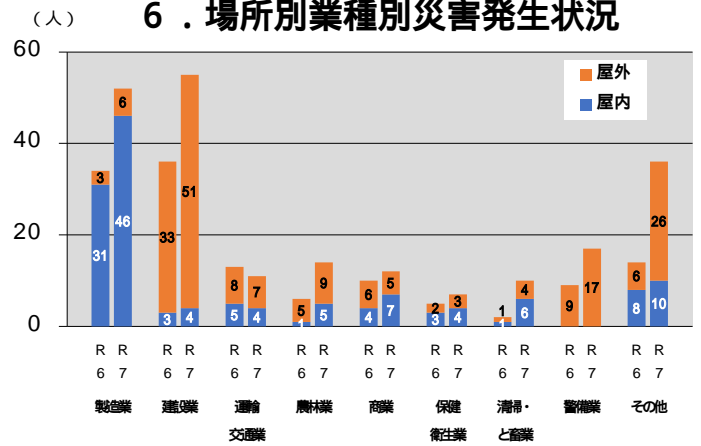
時間帯別の熱中症による労働災害被災者数では、11時台が 32 人、15時台が 31 人と多くなっており、次いで 9 時台、10 時台の 22 人、13 時台、14 時台の 22 人となっています。1 日の気温が最も高くなる 13 時台から 14 時台より、9 時から 11 時台に熱中症が多く発生しています。



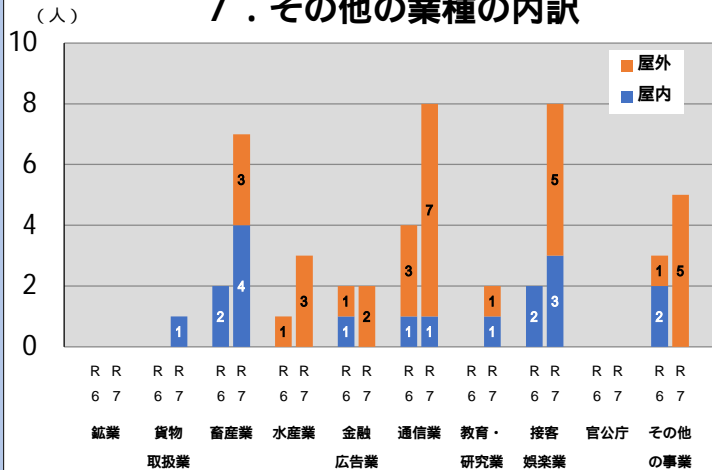
5. 業種別発生状況



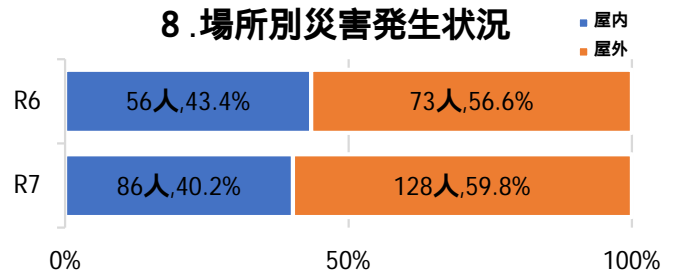
6. 場所別業種別災害発生状況



7. その他の業種の内訳



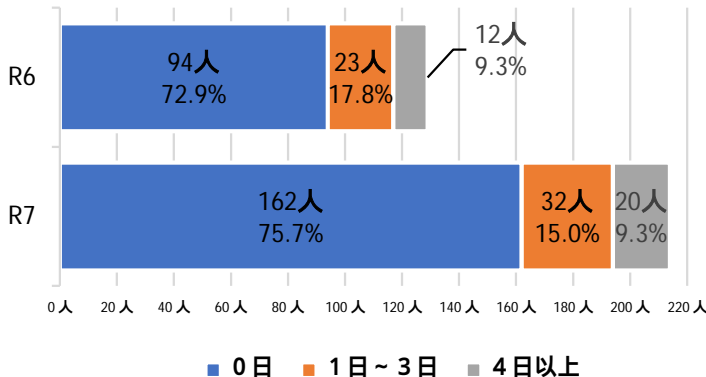
8. 場所別災害発生状況



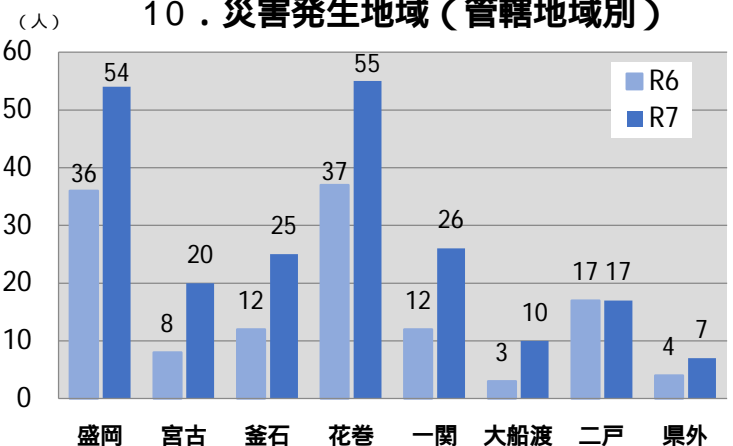
業種別の熱中症による労働災害被災者数では、建設業が55人と最も多くなっており、次いで製造業の52人、警備業の17人、農林業の14人などとなっています。建設業や警備業など屋外作業が主となる業種のみならず、製造業や商業においても多く発生しています。

全業種をまとめた作業場所別の割合では、屋外作業が128人、屋内作業が86人と屋外作業中の熱中症発症が59.8%を占める結果となっています。

9. 休業日数



10. 災害発生地域 (管轄地域別)

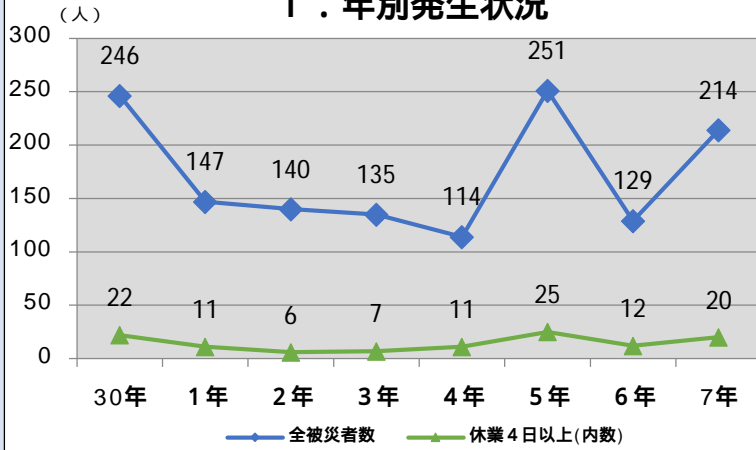


令和7年の熱中症による労働災害被災者の被災程度では、不休が162人と最も多くなっており、次いで休業1日から3日が32人と、比較的軽度な熱中症が多くなっています。

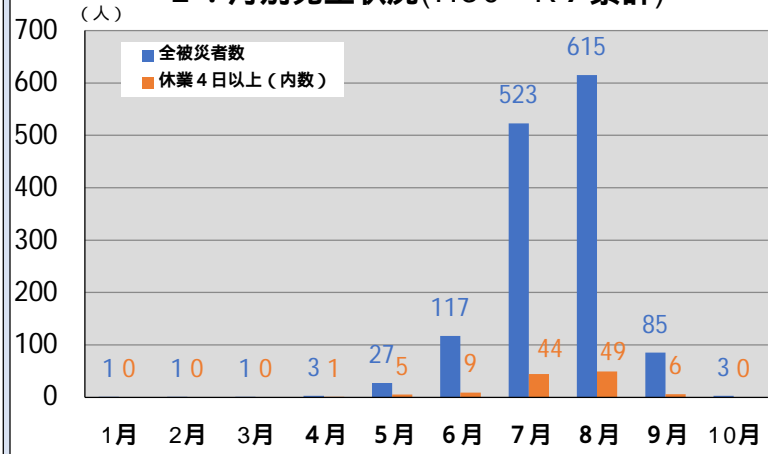
労働基準監督署管内別では花巻署が55人と最も多く、次いで盛岡署の54人、一関署の26人などとなっています。

岩手県内の職場における熱中症の発生状況 (平成30年～令和7年)

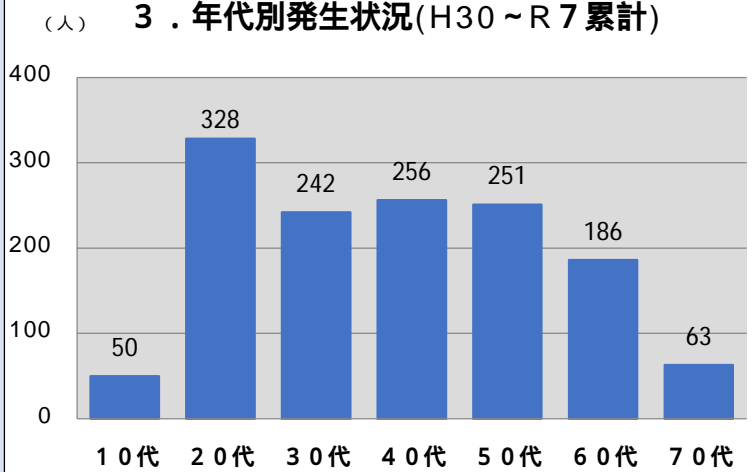
1. 年別発生状況



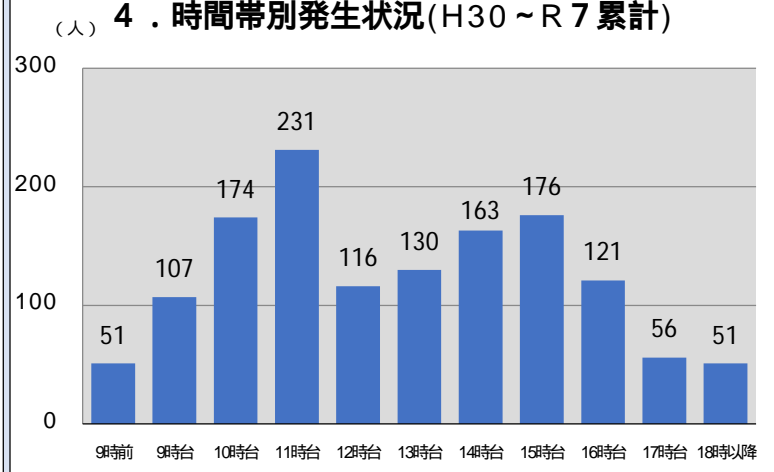
2. 月別発生状況(H30～R7累計)



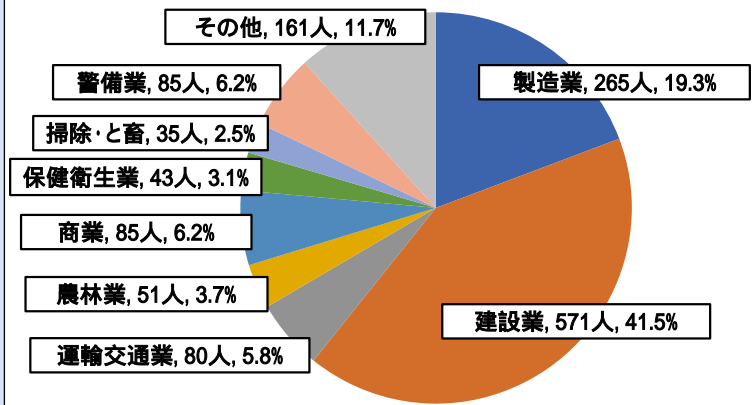
3. 年代別発生状況(H30～R7累計)



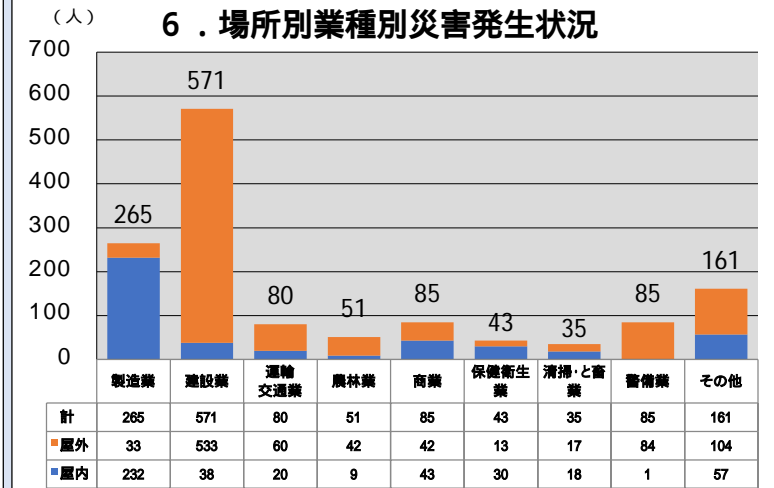
4. 時間帯別発生状況(H30～R7累計)



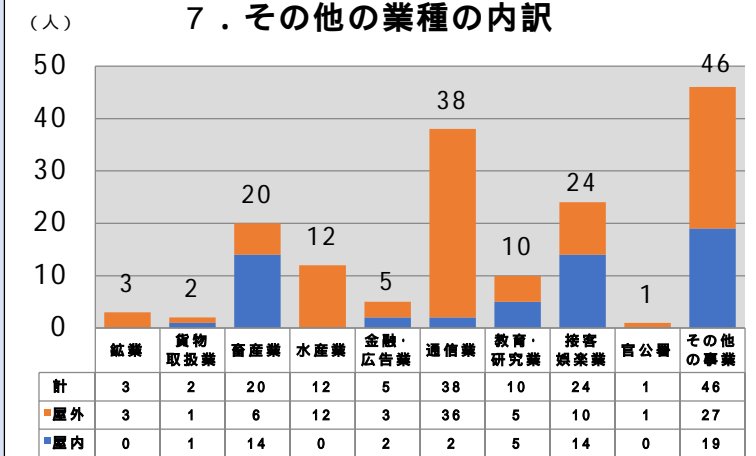
5. 業種別発生状況



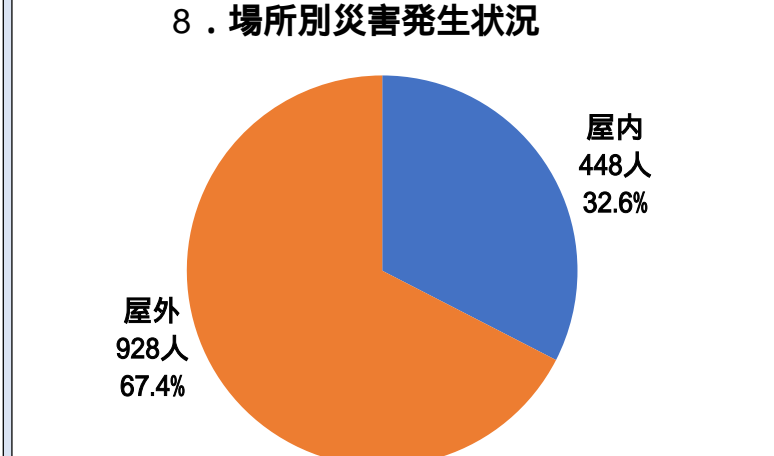
6. 場所別業種別災害発生状況



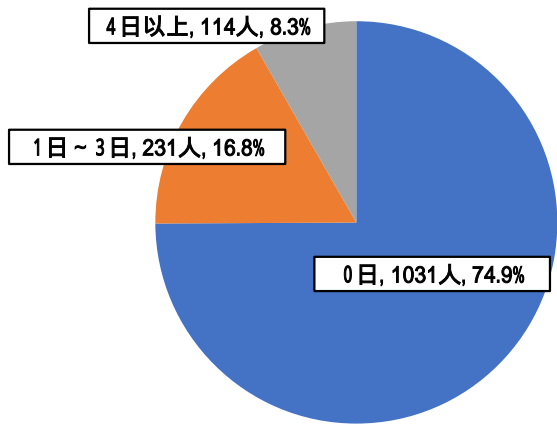
7. その他の業種の内訳



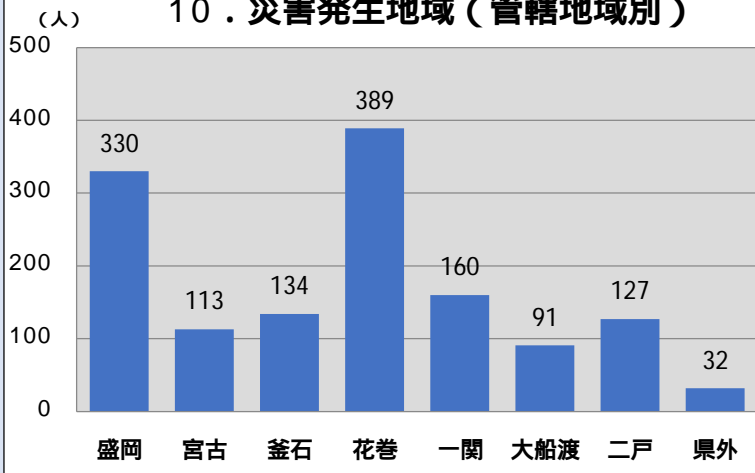
8. 場所別災害発生状況



9. 休業日数等



10. 災害発生地域（管轄地域別）



令和7年に発生した熱中症による労働災害事例※1

番号	署別	業種	発生日	発生時間帯	休業見込み日数	性別	年代	災害発生の概要	再発防止対策※2
1	盛岡	建設業	7月	15時台	11日	男	20代	屋外の工事現場において、足場の組み立て作業に従事していた際、足が滑ったため日陰で休んでいたがそのまま熱中症を発症した。当日は11時頃からWBGT値が28℃を超えており、1時間以上の連続作業を行っていた。	①・②・③・⑤・⑫
2	花巻	建設業	7月	17時台	5日	男	30代	防草シートの敷設作業を午前8時30分から午後3時くらいまで行っており、帰宅後、頭痛等の症状があらわれた。当日は気温も高く、作業中シートからの日光の照り返しが強かった。	①・②・④・⑤
3	二戸	製造業	9月	15時台	7日	男	20代	工場内において鋼板研磨作業、クレーンの運転作業等に従事しており、午後熱中症による体調不良を訴えた。当日、被災者は体調不良があったが、朝礼では申告はなかった。また、水分補給は行っていたが、朝食・昼食は抜いていた。	②・⑤・⑩

※1 事業場から提出された労働者死傷病報告を基に作成しています。

※2 番号は、別添2のクールワークキャンペーン期間に実施すべきことの該当番号に対応。労働者死傷病報告から読み取れる範囲で、特に当該労働災害を防止する上で重要と考えられる対策を挙げています。

熱中症による死亡災害発生状況（平成6年～平成28年）

番号	署別	業種	発生日	曜日	性別	年代	災害発生の概要
1	盛岡	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	平成6年8月	水	男	60代	炎天下でマンション工事のスラブ鉄筋配筋作業中、日射病となり治療を受けていたが、12日後に死亡した。
2	一関	林業	平成11年7月	木	男	20代	下刈り作業中、昼時間になっても休憩場所に戻らないので作業場所に見に行ったところ、意識混濁で発見され、病院へ搬送したが、同日死亡した。(推定原因: 熱中症)
3	盛岡	建設業 (その他の建設業)	平成13年5月	火	男	60代	送電線に近接する支障木の伐木を行っていたところ、熱射病により死亡した。
4	二戸	建設業 (その他の土木工事業)	平成22年7月	月	男	50代	橋脚の修繕工事現場において、休憩時間となり休憩場に行く際に、被災者が余った材料を抱えて階段を降りていたところふらついてしまったため、休憩場に寝かせて体を冷やす等の措置を行っていたが、その後、被災者が道路の方へ歩き道路上に倒れたことから、救急車で搬送したが、熱中症により死亡した。
5	宮古	商業	平成22年7月	水	男	50代	故障したトラックの修理のため走行後のエンジンの上に跨った状態の高温下で故障箇所のアーク溶接を行い、作業を終えて事務所に戻り自分の席に座ったところ、急に呼吸を乱して意識を失い病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
6	一関	建設業 (木造家屋建築工事業)	平成24年7月	火	男	30代	家屋の基礎の型枠加工組立て作業において、休憩中の被災者がふらついてしまったため現場内で休ませていたところ、被災者の呂律が回らなくなり痙攣し始めたため、救急車で病院に搬送したが、翌日に死亡した。
7	宮古	接客娯楽業	平成27年6月	金	男	30代	海外研修中、40度以上の高温環境下で熱中症により死亡した。
8	花巻	商業	平成28年8月	日	男	20代	屋外の展示場のおける洗車・清掃等の作業中に頭痛を発症し、帰宅後、就寝したが、死亡した状態で翌朝発見され、死因は熱中症とされたもの。

※平成29年以降、熱中症による死亡労働災害の発生はない。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

① 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- | | |
|---|--|
| <p><input type="checkbox"/> ② 暑さ指数の低減
準備期間に検討した設備対策を実施</p> | <p><input type="checkbox"/> ③ 休憩場所の整備
準備期間に検討した休憩場所を設置</p> |
| <p><input type="checkbox"/> ④ 服装
準備期間に検討した服装を着用</p> | <p><input type="checkbox"/> ⑤ 作業時間の短縮
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止</p> |
| <p><input type="checkbox"/> ⑥ ブレイキング
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる</p> | <p><input type="checkbox"/> ⑦ 水分・塩分の摂取
水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携帯させる等を考慮)</p> |
| <p><input type="checkbox"/> ⑧ 暑熱順化への対応
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること</p> | <p><input type="checkbox"/> ⑨ 健康診断結果に基づく対応
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感目 ⑧下痢</p> |
| <p><input type="checkbox"/> ⑩ 日常の健康管理
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認</p> | <p><input type="checkbox"/> ⑪ 作業中の作業者の健康状態の確認
巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者お互いの健康状態を留意するよう指導</p> |
| <p><input type="checkbox"/> ⑫ 異常時の対応
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一日作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)</p> | |

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R.8.2)

職場における熱中症予防情報の
サイトはこちら



職場における熱中症防止ための
ガイドラインはこちら



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP

1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP

2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組み合わせる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請